

## 4. 直接装着する農作業機について(車幅、安定性)

### 車幅の措置

(個別の基準緩和申請は不要とする予定)

#### ◆基準の内容

- 自動車は長さ12メートル、幅2.5メートル、高さ3.8メートルを超えてはならない(第2条)

#### ◆適合させるための措置

- 農作業機を装着した状態でも幅が2.5メートル以内の場合・・・措置不要

- 農作業機の装着により幅が2.5メートルを超える場合・・・・・・保安基準の緩和

【基準緩和の内容】 幅を緩和

【安全を確保するための制限】

- ・道路法等に基づく特殊車両通行許可が得られる車両に限る。

※車両の最外側を他の交通に示すことができる措置を今後検討。



出典 関係者より提供

### 車両の安定性の措置

(個別の基準緩和申請は不要とする予定)

#### ◆基準の内容

- 自動車は安定した走行を確保できること(第5条)
- 具体的な要件

自動車を左側及び右側に、それぞれ35°(一定の条件で30°)傾けた場合に転覆しないこと。

#### ◆適合させるための措置

公道走行時の農作業機の装着方法等について、安全性が確認されたものを除き、保安基準に適合しないおそれがあることから、速度制限等の条件を付した上で保安基準の緩和を検討。

## 自動車の種別

### ◆道路運送車両法第3条（自動車の種別）

この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

### ◆道路運送車両法施行規則

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車			
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの	4.70m以下	1.70m以下	2.00m以下
	二輪自動車及び三輪自動車で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			
軽自動車	二輪自動車以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの	3.40m以下	1.48m以下	2.00m以下
	二輪自動車で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの	2.50m以下	1.30m以下	2.00m以下
大型特殊自動車※	一 次に掲げる自動車であつて、小型特殊自動車以外のもの イ (略) <b>ロ 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車</b> 二 ポール・トレー及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車			
小型特殊自動車※	一 前項第一号イに掲げる自動車であつて、自動車の大きさが下欄に該当するもののうち最高速度十五キロメートル毎時以下のもの	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下
	<b>二 前項第一号ロに掲げる自動車であつて、最高速度三十五キロメートル毎時未満のもの</b>			

※農耕トラクタにけん引される農作業機を大型特殊自動車又は小型特殊自動車として整理可能か検討。

## 6. けん引される農作業機について(主な安全対策)

### 連結車両に対する主な安全対策

#### ◆ 走る

- ・連結状態での走行性能（連結車に必要な原動機性能）
- ・連結状態での安定性（安定傾斜角度35度又は30度）
- ・他の交通からの視認（車幅灯、尾灯、後退灯、反射器等）

#### ◆ 曲がる

- ・連結状態での回転半径（最小回転半径12メートル以下）
- ・後車軸から車体後端までの距離（オーバーハング）
- ・他の交通からの視認（方向指示器）

#### ◆ 止まる

- ・連結状態での制動性能（制動装置）  
※現在の基準はトレーラの重量に応じて制動装置の基準が異なる。
- ・他の交通からの視認（制動灯）

- 農耕トラクタにけん引される農作業機に適用する保安基準については、事故実態や使用実態を踏まえて引き続き検討。



出典 株式会社タカキタ ホームページ



出典 関係者より提供

## 7. 農耕トラクタの公道走行におけるソフト面の対策(案)等

### 使用者への周知

- 農林水産省と連携し、保安基準の緩和を受けた自動車を安全に運転させるため、保安基準の緩和に伴う制限事項等遵守すべき事項、農作業機の装着による構造上の特性や注意事項等について、使用者に対して、例えば安全運転の手引き等により周知徹底を行う。

### 緩和申請時の負担軽減

- 使用者が道路運送車両法に基づく基準緩和の申請を行う際の負担を考慮し、農耕トラクタに農作業機を装着した場合は、地方運輸局長の公示により灯火器等の保安基準の緩和が一括して可能となるよう周知する。
- 保安基準の緩和を踏まえた車両の基準適合性は使用者の判断となることから、確認すべき事項等周知徹底を行う。

### 今後の方向性

- 農耕トラクタに直接装着するタイプの農作業機について、保安基準の緩和方法等を本年度中に地方運輸局へ周知を行うとともに、引き続き関係団体と連携して安全性を確認。
- けん引されるタイプの農作業機については、本年度中に道路運送車両法における位置づけを整理。
- 農林水産省と連携し、使用者への周知方法を検討。

# 8. 農作業機を装着した農耕トラクタの公道走行ロードマップ

- 農耕トラクタに直接装着する農作業機は一定の制限を付した上で緩和可能とするよう、本年度中に運輸局に周知する。
- 農耕トラクタにけん引されるタイプの農作業機は2018年度中に自動車の種別等の整理の方針を決定し、引き続き適用される保安基準の検討を行う。
- 事故実態等踏まえ、装着する農作業機の安全性が確認できたものから順次制限の見直しを検討する。

	本年度	2019年度			2020年度			2021年度～		
		前半	中盤	後半	前半	中盤	後半	前半	中盤	後半～
直接装着するタイプの農作業機	一定の制限で緩和可能とする措置	基準緩和時に付す制限内容の見直し（国）			農作業機ごとの安全性検証（日農工）					
けん引タイプの農作業機	車両法上の整理	適用する保安基準の整理			農作業機ごとの安全性検証（日農工）			一定の制限で緩和可能とする措置		
その他	事故実態等調査（国） 使用者への周知方法検討	使用者への周知及び周知内容の見直し								
体制	国、日農工	国、日農工、農業関係者			国、日農工、農業関係者			国、日農工、農業関係者		